

平成26年第1回江差町議会臨時会資料

資料1：江差町給水条例の一部を改正する条例新旧対照表【議案第1号関係】	…P	1
資料2：江差町公共下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表【議案第2号関係】	…P	3
資料3：消費税増税に伴う水道・下水道料金比較【議案第1号、第2号関係】	…P	4
資料4：江差港直轄港湾災害復旧事業【議案第3号関係】	…P	5



江差町給水条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前

別表第1 (第27条関係)

給水装置の種類	基本料金 (1ヶ月につき)			基本水量	水道料金	備考
	専用	ミリメートル口径	円			
共用	専用	ミリメートル口径13	1,830	5 ^m	家庭用 基本水量を超え1.5立方メートルまで	<p>1 家庭用は一般家庭において生活用に水道を使用するものに通ずる。ただし、1個の水道メーター以外の用途と併用するものについては使用量1.5立方メートル以下のみならず、基本料金1,830円の区画には、家庭用の1ヶ月の使用量が5立方メートル以下のものを適用する。ただし、使用量が1ヶ月6立方メートル以上になつたときは、基本料金は、3,666円の区画とみなす。</p> <p>3 一般用は、家庭用及び公衆浴場以外のものに適用する。料金に基本料金と水量料金の合計額とする。(税込料金)</p>
		口径20	2,366	8	家庭用・一般用 1立方メートルを超える	
		口径25	3,048		家庭用 1立方メートルを超える	
		口径40	4,852		家庭用・一般用 1立方メートルを超える	
		口径50	11,386	10	家庭用 1立方メートルを超える	
		口径75	28,201	20	家庭用 1立方メートルを超える	
		口径100	40,395	25	家庭用 1立方メートルを超える	
		浴場用	58,049	35	家庭用 1立方メートルを超える	
		共用栓	3,048	8	家庭用 1立方メートルを超える	
		共用	共用栓	1,830		

改正後

別表第1 (第27条関係)

給水装置の種類	基本料金 (1ヶ月につき)			基本水量	水道料金	備考
	専用	ミリメートル口径	円			
共用	専用	ミリメートル口径13	1,882	5 ^m	家庭用 基本水量を超え1.5立方メートルまで	<p>1 家庭用は一般家庭において生活用に水道を使用するものに通ずる。ただし、1個の水道メーター以外の用途と併用するものについては使用量1.5立方メートル以下のみならず、基本料金1,882円の区画には、家庭用の1ヶ月の使用量が5立方メートル以下のものを適用する。ただし、使用量が1ヶ月6立方メートル以上になつたときは、基本料金は、2,434円の区画とみなす。</p> <p>3 一般用は、家庭用及び公衆浴場以外のものに適用する。料金に基本料金と水量料金の合計額とする。(消費税込料金)</p>
		口径20	2,434	8	家庭用・一般用 1立方メートルを超える	
		口径25	3,135		家庭用 1立方メートルを超える	
		口径40	4,990		家庭用・一般用 1立方メートルを超える	
		口径50	11,711	10	家庭用 1立方メートルを超える	
		口径75	29,007	20	家庭用 1立方メートルを超える	
		口径100	41,549	25	家庭用 1立方メートルを超える	
		浴場用	59,707	35	家庭用 1立方メートルを超える	
		共用栓	3,135	8	家庭用 1立方メートルを超える	
		共用	共用栓	1,882		

改正後

別表第2 (第27条関係)

量水器の口径	1個1ヶ月の使用料
13ミリメートル	54円
20ミリメートル	102円
25ミリメートル	108円
40ミリメートル	212円
50ミリメートル	306円

別表第4 (第34条関係)

量水器の口径	加入金の額
13ミリメートル	50,067円
20ミリメートル	76,420円
25ミリメートル	210,830円
40ミリメートル	685,198円
50ミリメートル	1,017,248円
75ミリメートル	管理者が別に定める
100ミリメートル	管理者が別に定める

改正前

別表第2 (第27条関係)

量水器の口径	1個1ヶ月の使用量
13ミリメートル	52円
20ミリメートル	99円
25ミリメートル	105円
40ミリメートル	206円
50ミリメートル	298円

別表第4 (第34条関係)

量水器の口径	加入金の額
13ミリメートル	48,676円
20ミリメートル	74,297円
25ミリメートル	204,973円
40ミリメートル	666,165円
50ミリメートル	988,991円
75ミリメートル	管理者が別に定める
100ミリメートル	管理者が別に定める

江差町公共下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前	
<p>(使用料の算定方法等) 第29条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に掲げる額とする。</p>		<p>(使用料の算定方法等) 第29条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に掲げる額とする。</p>	
区分	基本料金 (1月につき)	基本料金 (1月につき)	超過料金
種別	水量	水量	料金
一般用	立方メートル 8	立方メートル 8	円 1,596
公衆浴場用	1立方メートルにつき 101円	1立方メートルにつき 98円	基本水量を超える 1立方メートルにつき 199円

家庭用・口径13ミリ、下水道あり、4人世帯で20³使用の場合
 現行

	水道 基本料金	水道加算料金		下水道 基本料金	下水道 加算料金	合計
		15 ³ まで	15 ³ 超			
料金	2,366円	262円	378円	1,596円	199円	
使用量	8 ³	7 ³	5 ³	8 ³	12 ³	20 ³
使用料	2,366円	1,834円	1,890円	1,596円	2,388円	10,074円

改正

	水道 基本料金	水道加算料金		下水道 基本料金	下水道 加算料金	合計
		15 ³ まで	15 ³ 超			
料金	2,434円	270円	388円	1,641円	205円	
使用量	8 ³	7 ³	5 ³	8 ³	12 ³	20 ³
使用料	2,434円	1,890円	1,940円	1,641円	2,460円	10,365円

1か月当たり増加額＝ 291円

家庭用・口径13ミリ、下水道なし、4人世帯で20³使用の場合
 現行

	水道 基本料金	水道加算料金		下水道 基本料金	下水道 加算料金	合計
		15 ³ まで	15 ³ 超			
料金	2,366円	262円	378円	1,596円	199円	
使用量	8 ³	7 ³	5 ³	8³	12³	20 ³
使用料	2,366円	1,834円	1,890円	1,596円	2,388円	6,090円

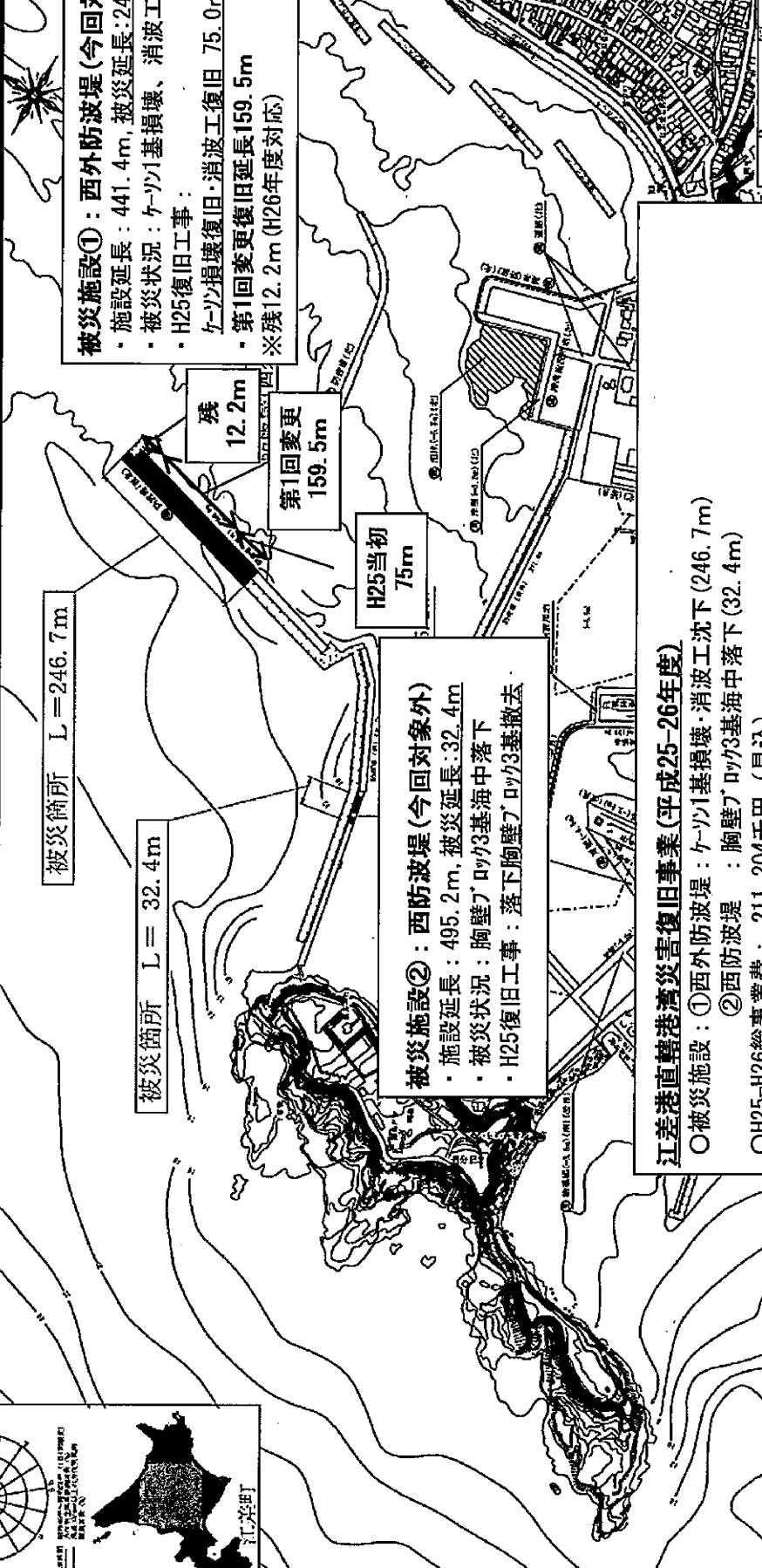
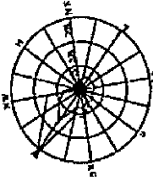
改正

	水道 基本料金	水道加算料金		下水道 基本料金	下水道 加算料金	合計
		15 ³ まで	15 ³ 超			
料金	2,434円	270円	388円	1,641円	205円	
使用量	8 ³	7 ³	5 ³	8³	12³	20 ³
使用料	2,434円	1,890円	1,940円	1,641円	2,460円	6,264円

1か月当たり増加額＝ 174円

江差港直轄港湾災害復旧事業（平成25-26年度北海道開発局施行、町20%負担）※H25年度第1回変更

風向・風速図



被災施設①：西外防波堤（今回対象）

- ・施設延長：441.4m, 被災延長：246.7m
- ・被災状況：ケツ1基損壊、消波工沈下
- ・H25復旧工事：ケツ1基損壊復旧・消波工復旧 75.0m
- ・第1回変更復旧延長159.5m
- ※残12.2m (H26年度対応)

残 12.2m
第1回変更 159.5m

H25当初 75m

被災箇所 L=246.7m

被災箇所 L=32.4m

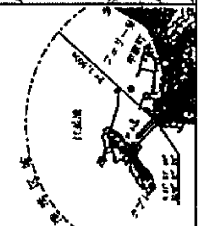
被災施設②：西防波堤（今回対象外）

- ・施設延長：495.2m, 被災延長：32.4m
- ・被災状況：胸壁7ヶ所の基海中落下
- ・H25復旧工事：落下胸壁7ヶ所の基撤去

江差港直轄港湾災害復旧事業（平成25-26年度）

- 被災施設：①西外防波堤：ケツ1基損壊・消波工沈下(246.7m)
- ②西防波堤：胸壁7ヶ所の基海中落下(32.4m)
- H25-H26総事業費：211,204千円(見込)
- ・町負担金(20%)：42,242千円(見込)
- H25復旧工事：西外防波堤損壊ケツ1基復旧・消波工復旧(75.0m) + 159.5m(今回対象)
- 西防波堤落下胸壁7ヶ所の基撤去
- H25事業費：112,982千円、H25町負担金：22,597千円(20%)
- H25事業費(第1回変更)：81,192千円、H25町負担金(第1回変更)：16,239千円(20%)
- ※H25事業費合計：194,174千円、H25町負担金合計：38,836千円(20%)

港湾区域図



■：被災箇所